

13 平成 24 年度における市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	2	1,738	2	1,742	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

- (注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(平成 24 年 4 月 1 日現在)による。  
 2 東京都特別区は、特別区ごとに 1 団体として計上している。  
 3 平成 24 年 4 月 1 日現在の所得割超過税率採用団体  
 夕張市 6.5% (平成 19 年度から) 豊岡市 6.1% (平成 21 年度から)  
 4 平成 24 年 4 月 1 日現在の所得割標準税率未満採用団体  
 名古屋市 5.7% (平成 24 年度から) 金武町 5.4% (平成 24 年度から)

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000 円)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	2	1,738	2	1,742	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

- (注) 1 (1)の(注) 1、2 に同じ。  
 2 平成 24 年 4 月 1 日現在の均等割超過税率採用団体  
 夕張市 3,500 円 (平成 19 年度から) 横浜市 3,900 円 (平成 21 年度から)  
 3 平成 24 年 4 月 1 日現在の均等割標準税率未満採用団体  
 名古屋市 2,800 円 (平成 24 年度から) 金武町 2,700 円 (平成 24 年度から)

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (12.3%)	超 過 税 率					合 計	ほか不均一 課税団体
		12.4% ～13.1%	13.2% ～13.9%	14.0% ～14.6%	14.7%	小計		
人口 50 万以上の市	2	—	—	—	4	4	6	22
人口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	101	2	10	9	235	256	357	150
人口 5 万未満の市	72	6	6	7	144	163	235	17
町 村	545	9	20	27	300	356	901	31
合 計	720	17	36	43	683	779	1,499	220
構 成 比	48.0%	1.1%	2.4%	2.9%	45.6%	52.0%	100.0%	—

- (注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。  
 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第 312 条第 1 項第 1 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			50,100 円～ 54,900 円	55,000 円～ 57,900 円	58,000 円～ 59,900 円	60,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	21	1	—	—	4	5	27	1
人口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	378	—	1	—	127	128	506	1
人口 5 万未満の市	—	180	—	1	—	70	71	251	—
町 村	—	751	—	2	1	179	182	933	—
合 計	1	1,330	1	4	1	380	386	1,717	2
構 成 比	0.1%	77.5%	0.1%	0.2%	0.1%	22.1%	22.5%	100.0%	—

- (注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。  
 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

## (ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (120,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			120,100円～ 131,900円	132,000円～ 138,900円	139,000円～ 143,900円	144,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	21	1	—	—	4	5	27	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	371	—	2	—	133	135	506	1
人口 5 万未満の市	—	180	—	1	—	70	71	251	—
町 村	—	751	—	2	1	179	182	933	—
合 計	1	1,323	1	5	1	386	393	1,717	2
構 成 比	0.1%	77.1%	0.1%	0.3%	0.1%	22.5%	22.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

## (ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (130,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			130,100円～ 142,900円	143,000円～ 149,900円	150,000円～ 155,900円	156,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	370	—	1	—	135	136	506	1
人口 5 万未満の市	—	180	—	1	—	70	71	251	—
町 村	—	751	—	2	1	179	182	933	—
合 計	1	1,321	1	4	1	389	395	1,717	2
構 成 比	0.1%	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.7%	23.0%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

## (ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (150,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			150,100円～ 164,900円	165,000円～ 173,900円	174,000円～ 179,900円	180,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	370	—	1	—	135	136	506	1
人口 5 万未満の市	—	180	—	1	—	70	71	251	—
町 村	—	751	—	2	1	179	182	933	—
合 計	1	1,321	1	4	1	389	395	1,717	2
構 成 比	0.1%	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.7%	23.0%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

## (ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (160,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			160,100円～ 175,900円	176,000円～ 184,900円	185,000円～ 191,900円	192,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	368	—	1	—	137	138	506	1
人口 5 万未満の市	—	180	—	1	—	70	71	251	—
町 村	—	751	—	2	1	179	182	933	—
合 計	1	1,319	1	4	1	391	397	1,717	2
構 成 比	0.1%	76.8%	0.1%	0.2%	0.1%	22.8%	23.1%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	368	—	1	—	137	138	506	1
人口 5 万未満の市	—	180	—	1	—	70	71	251	—
町 村	—	751	—	2	1	179	182	933	—
合 計	1	1,319	1	4	1	391	397	1,717	2
構 成 比	0.1%	76.8%	0.1%	0.2%	0.1%	22.8%	23.1%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	368	—	1	—	137	138	506	1
人口 5 万未満の市	—	180	—	1	—	70	71	251	—
町 村	—	751	—	2	1	179	182	933	—
合 計	1	1,319	1	4	1	391	397	1,717	2
構 成 比	0.1%	76.8%	0.1%	0.2%	0.1%	22.8%	23.1%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	368	—	1	—	137	138	506	1
人口 5 万未満の市	—	180	—	1	—	70	71	251	—
町 村	—	751	—	2	1	179	182	933	—
合 計	1	1,319	1	4	1	391	397	1,717	2
構 成 比	0.1%	76.8%	0.1%	0.2%	0.1%	22.8%	23.1%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	368	—	1	—	137	138	506	1
人口 5 万未満の市	—	180	—	1	—	70	71	251	—
町 村	—	751	—	2	1	179	182	933	—
合 計	1	1,319	1	4	1	391	397	1,717	2
構 成 比	0.1%	76.8%	0.1%	0.2%	0.1%	22.8%	23.1%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体 等
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	29	100.0	—	—	—	29	100.0	14
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	467	92.1	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	40	7.9	507	100.0	220
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	—	—			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	40	7.9										
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	205	81.3	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	44	17.5	252	100.0	155
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	47	18.7										
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	861	92.4	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	54	5.8	932	100.0	290
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	17	1.8			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	71	7.6										
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,562	90.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	138	8.0	1,720	100.0	679
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	20	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	158	9.2										

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。